

川口市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

- 川口市下水道条例（昭和４７年４月１日条例第２７号）
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（指定排水設備工事店） 第６条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、法令に定めがある場合その他管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u>	（指定排水設備工事店） 第６条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。_____
（指定等の要件） 第６条の２ 指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （１）営業所ごとに、埼玉県内の市町村（一部事務組合を含む。第６条の１８において同じ。）に登録をしている排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>を</u> _____ <u>選任していること。ただし、埼玉県内の他の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。</u> （２）（略） （３）（略）	（指定等の要件） 第６条の２ 指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （１）営業所ごとに、埼玉県内の市町村（一部事務組合を含む。第６条の１８において同じ。）に登録をしている排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>が</u> <u>１人以上専属</u> _____ <u>していること。</u> （２）（略） （３）（略）
（変更等の届出） 第６条の１９ 責任技術者（本市において登録をしている者に限る。次条及び第６条の２１において同じ。）は、住所、氏名又は<u>所属</u>する指定工事店を変更したときは、その旨を管理者に届け出なければならない。	（変更等の届出） 第６条の１９ 責任技術者（本市において登録をしている者に限る。次条及び第６条の２１において同じ。）は、住所、氏名又は<u>専属</u> _____ <u>する指定工事店を変更したときは、その旨を管理者に届け出なければならない。</u>
（事務連絡会） 第６条の２２ 管理者は、指定工事店の排水設備等の新設等の工事の適正な施工等を確保するため、定期に、又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。 ２ 指定工事店又は指定工事店に<u>所属</u> _____ <u>する責任技術者は、前項に</u>	（事務連絡会） 第６条の２２ 管理者は、指定工事店の排水設備等の新設等の工事の適正な施工等を確保するため、定期に、又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。 ２ 指定工事店又は指定工事店に<u>専属</u> _____ <u>する責任技術者は、前項に</u>

規定する事務連絡会に出席しなければならない。 (除害施設の設置) 第8条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第12条の2第1項及び第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 _____ 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道（次項において「<u>流域関連公共下水道</u>」という。）である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌__数を除く。） 当該排水基準に係る数値	規定する事務連絡会に出席しなければならない。 (除害施設の設置) 第8条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第12条の2第1項及び第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 <u>それぞれ</u> 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道 _____ である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌<u>群</u>数を除く。） 当該排水基準に係る数値
附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3第1項第10号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。	